

INDEX

最近の動向

「緊急・介護保険区市町村説明会」が開催されました
「指定介護老人福祉施設等の指定取消処分について」

手続Q&A

「指定更新申請書に印刷されている管理者が7月に退任します。管理者変更後に申請書の再発行を依頼する必要がありますか？」

お知らせ

「特定事業所集中減算の届出について」

かいてき

便り

平成 19 年 7 月 1 日発行

第36号

最近の動向

「緊急・介護保険区市町村説明会」が開催されました

福祉保健局は、6月14日、都社会福祉保健医療研修センターにて、コムスン利用者に対する区市町村の取組を支援する目的で、緊急に区市町村説明会を開催しました。

【これまでの経緯】

全国的に実施した監査等において、株式会社コムスンが不正な手段による指定申請をしていたことが確認され、6月6日、厚生労働省は介護保険法に規定する「不正または著しく不当な行為」に該当するとして、各都道府県に向け、すべての介護サービスについて新規指定・更新をしないよう通知。同日、都はコムスンに対し「利用者への対応について」を通知し、利用者相談窓口や専用電話を設置して、利用者の相談に応じること、利用サービスを低下させないこと、更新時期の到来や廃止に際しては利用者への説明、他の事業者への紹介等を確実にすること、早急に全体計画を策定し、都に報告することなどを指導

6月7日、厚生労働省は「平成20年3月末までの間は、混乱を避ける意味からコムスンが責任を持って現行利用者へのサービスを提供すべき」等を指導

6月12日、厚生労働省は「全国介護保険事業者指定・指導監督担当者会議」を開催、都道府県担当者に対し、コムスンの利用者のサービス確保対策、不正に対するこれまでの経緯、事業者の指定または許可、更新等の対応について説明

6月13日、コムスン親会社のグッドウィル・グループは、介護事業からの全面撤退を発表。本説明会はこうした一連の状況をふまえ、開催したものです。

【主な内容】 はじめに 福祉保健局高齢社会対策部長 狩野 信夫

6月12日の全国会議の内容を確認するとともに、都と区市町村とで情報・意見交換を行い、現状の問題点・課題を明らかにし、国が示した対応策に疑義があるときは意見を集約し、国に照会・要望していきます。次に区市町村へお願いとして、管内のコムスンの居宅介護支援事業所等に対し、サービス利用者からの相談に誠実に対応するよう指導されたい。管内の居宅介護支援事業所・地域包括支援センターに対し、コムスン利用者から相談があった場合、きめ細かく対応していただくよう指導されたい。区市町村相談窓口を整備していただきたい。また、管内の連絡会等を積極的に活用し、利用者へのきめ細やかな対応をお願いします。

都は迅速な情報提供に努めるとともに、これからも情報交換・意見交換を行ってまいります。

今回の事態は、介護保険法が想定していないものであることから、今後こうした事態を生じさせないために、国に対し不正行為に対する実効性のある再発防止策を講じるよう求めていきます。

今後の対応について 高齢社会対策部介護保険課長 粉川 貴司

全国会議では、利用者のサービス確保対策として 市町村は説明チラシを作成し、利用者に配布すること、コムスンの各事業所の利用者の把握調査を行うこと、廃止届が提出された場合、サービス利用の継続が図られていることを確認したうえで受理すること、などが示されました。

本来は、コムスンが対応すべきことですが、厚生労働省は行政の責任として自治体に利用者への適切な対応を求めています。状況は日々変化していますが、都の基本的なスタンスである 利用者の保護、事業者としてのコムスンの責任追求、区市町村との連携は変わっていません。

都は6月11日には東京都介護支援専門員研究協議会に対し、都内の介護支援専門員に区市町村と連携しながら利用者からの相談に適切に対応していただくよう周知をお願いしました。今後も、区市町村に情報を提供するとともに、コムスン東京支社への指導と、厚生労働省への働きかけを適宜行っていきます。

利用者への相談窓口 厚生労働省相談窓口 03-3595-2316 コムスンコールセンター 0120-86-5630

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03(5320)4291

指定介護老人福祉施設等の指定取消処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は、平成19年6月18日付けで、「文京区立特別養護老人ホームくすのきの郷」の事業者である文京区に対し、平成19年11月30日の満了をもって指定取消処分を行うことと決定しました。不正請求額は約4,600万円。概要は以下のとおりです。

(1) 取消しの対象となるサービスの種類

介護福祉施設サービス
短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護

(2) 取消し事由

施設介護サービス、居宅介護サービス費及び介護予防サービス費の不正請求
虚偽の勤務表の作成・報告

詳細については、東京都福祉保健局HP (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>) に掲載されています。【問い合わせ先】施設支援課施設運営係 TEL 03(5320)4264

Q 指定更新申請書に印刷されている管理者が、7月に退任します。管理者変更後に、申請書の再発行を依頼する必要がありますか？

手続Q&A

A 更新申請書提出後に変更が生じた場合は、変更届を提出いただければ結構です。お手元の更新申請書そのまま提出して下さい。再発行を依頼し、再提出する必要はありません。

指定更新申請書に印刷されている内容は、平成19年4月13日時点の審査完了データですので、申請書に印刷されている内容に変更等があった場合、変更届を提出いただければ結構です。更新申請書はお早めに提出ください。

平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日に指定された事業所(介護保険課所管)については更新申請書等を送付済みです。届いていない場合は、問い合わせ専用ファックス又は問い合わせ専用メールアドレスまでご連絡ください。

問い合わせ専用ファックス 03(5388)1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp

特定事業所集中減算の届出について

お知らせ

すべての居宅介護支援事業者は、平成19年3月1日から平成19年8月末日までに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最高である法人の名称等について記載した特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存する必要があります。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人を位置付けた計画数の占める割合が90%を超えた場合はチェックシートを東京都に郵送してください(9月18日必着)。3つのサービスがいずれも90%以下の場合には提出する必要はありません。

なお、「正当な理由」の判断基準における『判定期間中に新規指定を受けた居宅介護支援事業所』とは、平成19年4月1日以降に新規指定を受けた事業所のことを指しますので、ご留意ください。

<郵送先> 163-8001 新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係あて

平成12年老企第36号では都道府県知事への書類の提出は前期分については9月15日までとされていますが、3連休のため、東京都においては、18日必着とします。

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準(18福保高介第537号)

「東京都介護サービス情報」(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/index.html>)

>07 特定事業所集中減算

【問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL 03(5320)4593